十島村（船舶交通特別会計）

クレジットカード・電子マネー納付導入に伴う

指定代理納付者の選定に係る企画提案競技

（公募型プロポーザル方式）実施要領

令和２年７月

**１　業務内容**

　　十島村村営定期船「フェリーとしま２」におけるクレジットカード・電子マネー納付導入に伴う指定代理納付に係る業務

**２　履行場所**

　　鹿児島港南埠頭4号上屋（中川運輸㈱海岸事務所：鹿児島市本港新町６）

　　名瀬港佐大熊岸壁（里見海運産業㈱佐大熊営業所：奄美市名瀬佐大熊町２４７４）

**３　業務開始予定時期**

　　令和２年１２月１日予定

**４　業務の概要**

　　十島村村営定期船「フェリーとしま２」の旅客運賃・車両運賃の支払いについて、クレジットカード・電子マネー（以下「クレジットカード等」という。）による決済システムを提供し、指定代理納付者による納付及び十島村の収納業務を円滑に運用すること。

**５　指定代理納付者の選定**

　　指定代理納付者の選定は、企画提案競技（公募型プロポーザル方式）とする。

　　選定にあたっては、事前に参加申込書の提出を求め、６の参加資格に定める要件を有するか判断し、参加資格の有無を通知する。

　　参加資格を有する旨の通知を受けた者から提案書の提出を求め、提案内容の審査を行い、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「American　Express」等を使用できるように、１者若しくは複数者を選定する。

**６　企画提案競技参加資格要件**

　　以下の要件をすべて満たすものとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５７条の２第１項第１号の規定に該当すること。

　ア　資本金の額、資産及び負債の状況から財政的基盤が十分に整っていること。

　イ　経営状況が良好であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５７条の２第１項第２号の規定に該当すること。

　ア　経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保の状　　況が十分に整っていること。

　イ　コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。

(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない

者であること。

(4)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(5)　十島村建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成１３年告示第８号）

その他の本村で定める指名停止等に関する規程に基づく指名停止及び十島村が行う契

約からの入札参加除外措置を受けていないこと。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

(7)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。

(8)　納期が到来している市税等を完納していること。

(9)　公営企業又は公共交通機関におけるクレジットカード、電子マネー納付の導入実績を有すること。

**７　スケジュール等**

　　企画提案競技への参加を希望する場合は、別途様式に参加申込書及び提案書類等を

指定期間中に提出しなければならない。

　　主な日程は次のとおりである。

(1)　本実施要領の交付開始　　令和２年７月２２日

(2)　参加申込書の提出期限　　令和２年８月２４日

(3)　参加資格の確認、通知　　令和２年９月３日（木曜日）

(4)　提案書類等の提出期限　　令和２年９月１７日（木曜日）

(5)　審査　　　　　　　　　　令和２年９月下旬（予定）

(6)　選定結果通知　　　　　　令和２年１０月上旬（予定）

**８　参加申込書の提出**

　(1)　提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式 | 提出書類名 | 記載内容 |
| 様式第１号 | 参加申込書 | 住所、名称等 |
| 様式第２号  ①～④ | ①会社の概要  ②契約実績  ③業務精通者の確保状況  ④コンプライアンス体制 | 名称、代表者　職・氏名  設立年月日、契約実績  コンプライアンス体制等 |

　(2)　添付書類

　　ア　商業登記簿謄本（３か月以内に発行されたもの）

　　イ　役員名簿

　　ウ　定款

　　エ　印鑑証明書（３か月以内に発行されたもの）

　　オ　本社所在地の市区町村役場（特別区にあっては都税事務所）発行の「法人市（町・村・都）民税の納税証明書（滞納がないことの証明書）

　　カ　税務署発行の「納税証明書その３」（その３の３でも可）

　　　（消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと用）

　　キ　決算書類（直近の事業年度のもの）

　　　(ｱ)　貸借対照表

　　　(ｲ)　損益計算書

　　　(ｳ)　利益処分計算書または損失処理計算書（または株主変動計算書）

　　　(ｴ)　親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合）

　(3)　注意事項

　　ア　８の(1)、(2)の書類をＡ４判ファイルに番号順にとじ、表紙及び背表紙に法人名等を記入し、提出すること。

　　イ　申込書は、提出日現在の内容を記入し、押印の部分については、必ず実印を使用することとし、証明書類は、証明年月日が提出日前３か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式による原本であること。

　　ウ　資格要件を満たさない者が提出した申込書、資格要件等について虚偽の報告が判明した申込書及び提出書類に不実記載等があった場合等は受理しない。

　(4)　交付期間

　　　公告日から令和２年８月２４日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の

　　　午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

　　　ただし、交付する用紙は、すべて十島村ホームページにおいて、入手することができる。

　(5)　提出期限

　　　公告日から令和２年８月２４日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の

午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

　　　　※郵送の場合は、令和２年８月２４日（月曜日）必着。

　(6)　提出部数

　　　１部

　(7)　提出方法

　　　直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

　(8)　参加決定通知

　　　企画提案競技参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和２年９月３日（木曜日）までに書面にて通知する。資格がないと認められた場合には、同

　　　月８日（火曜日）までに書面により理由の説明を求めることができる。理由の説明は同月１４日（月曜日）までに書面で行う。

　(9)　交付場所、提出場所及び問い合わせ先

　　　〒８９２－０８２２

　　　鹿児島市泉町１４番１５号

　　　十島村土木交通課航路対策室

　　　電話　０９９－２２２－２１０１

　　　ＦＡＸ　０９９－２２３－６７２０

　　　電子メールアドレス　[toshima-s@tokara.jp](mailto:toshima-s@tokara.jp)

**９　提案書の提出**

　(1)　提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書式 | 提案内容 |
| 様式第４号 | 提案書 |
| 様式第５号  ①～⑧ | ①加盟店業務取扱カード種類及び手数料率等  ②十島村への入金時期、方法及び取扱い可能な支払方法等  　（月1～2回を基本とする）  ③利用者の支払方法  ④導入までのスケジュール  ⑤導入時、導入後のサポート体制及び費用負担  ⑥カード処理端末等の導入費用及びその負担並びに運用費用  ⑦情報セキュリティ及び個人情報保護の取扱い  ⑧その他提案事項 |

　(2)　添付書類、契約書案

　　　契約書案には次の事項を入れること。

　　ア　一般的な加盟店が会員に対して有する債権を買い取る形での債権譲渡型ではなく

　　　、第三者納付としての立替払型によるものであること。

　　イ　十島村の指定する日に立替払いを行わなかった際の延滞金に関すること。

　　ウ　加盟店契約の解除に関すること。

　(3)　提案書類の作成方法

　　　提案書類はＡ４縦、横書きとし、文字の大きさ、書体は任意とする。

　(4)　提出期限

　　　令和２年９月１７日（木曜日）午後５時１５分まで（正午から午後１時までの

　　時間を除く。）※郵送の場合は、令和２年９月１７日（木曜日）必着

　(5)　提出部数

　　　８部

　(6)　注意事項

　　　イラスト、イメージ図等を使用することはかまわないものとし、図示による書類に

　　おいては「Ａ４縦、横書き、文字の大きさ」の制限はしないが、できるだけ簡潔にし

　　、インデックスを付けるなど、分かりやすくすること。

**１０　ヒアリング**

　　必要に応じて、提案者に対して、ヒアリングを実施する場合がある。

　　ヒアリングを実施する場合、別途、提案者に対し日程等連絡する。

**１１　審査**

　(1)　審査方法

　　　参加資格を有する旨の通知が受けた者から提出された提案書を審査する。

　　　サービス等の提案内容が一定の水準に達していると認められる者のうち、ブランド

　ごとの手数料をはじめとする運用コストやサービスの内容等を考慮して、総合的に審

査を行い、指定代理納付に係る業務に適した１者もしくは複数者を選定する。

　(2)　審査結果

　　　提案書を提出した全事業者あて、令和２年１０月上旬を目途に、書面により通知す

　　る。

**１２　質疑応答**

　(1)　質問方法

　　　質問内容を別紙「質問書（様式第３号）」に記載し、電子メールで送信し、電話にて受信確認を行うこと。口頭による質問は受け付けないものとする。

　(2)　質問受付期限

　　ア　参加資格関連　　　令和２年８月１２日（水曜日）正午まで

　　イ　企画提案書関連　　令和２年９月７日（月曜日）正午まで

　(3)　質問回答

　　　参加資格等の申し込みに関する質問は、令和２年８月１９日（水曜日）までに、

　　企画提案書に関する質問は、令和２年９月１０日（木曜日）までに、質問内容と

　　その回答内容を随時ホームページに掲載する。

**１３　その他留意事項**

　(1)　失格条項等

　　ア　企画提案競技への参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

　　イ　企画提案に参加する資格要件を欠く場合又は企画提案競技までの間に当該資格要件を満たさなくなった場合

　　ウ　提案書等が不足する場合

　　エ　提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

　(2)　提案書等の取扱い

　　ア　提案書等は、返却しない。

　　イ　参加申込書、提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

　　ウ　参加申込書及び提案書の作成、提出に要する経費は、参加者の負担とする。

　　エ　提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。

　　オ　提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。